

基本事件 令和2年(ワ)第29号
同第172号, 同第197号, 同第348号, 同第509号
令和3年(ワ)第254号, 同263号
令和5年(ワ)第13号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外31名

被告 国外2名

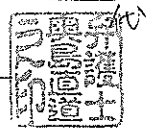
準備書面15


2023年4月13日


松山地方裁判所民事1部 御中


上記原告ら代理人 弁護士


奥島 直道 

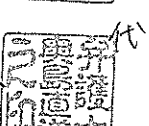
同 草薙 順一 

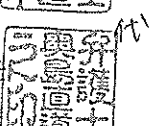
同 西嶋 吉光 

同 加納 雄二 

同 湯川 二郎 

同 八木 正雄 

同 山中 真人 

同 水野 泰孝 

弁護士奥島直道 復代理人 栗谷 しのぶ 

第1 被告西予市の過失の内容

災害対策基本法56条により、西予市長は災害に関する予報もしくは警報の通知を住民に伝える義務を負い、この「災害に関する予報もしくは警報の通知」にはダムを設置する者からのダムの操作に関する通知（河川法48条）が含まれる。被告西予市は、野村ダムからのダムの操作に関する通知を住民に伝えなければならない。

住民に対する通知は、住民の生命・身体の安全に関するものである以上、国家賠償法の違法性や故意・過失の判断に際しても、住民に対していかなる通知を行なったかが判断の基準又は要素となると言える。

本件における被告西予市の行為については、①誤った情報を伝え、伝えるべき情報を伝えなかった、②タイムリーな情報を伝えていない、③住民が具体的な危機を理解できる程度に具体的な情報を伝えていない、という3つの点で国家賠償法上の過失が認められるというべきである。以下詳述する。

- 1 午前5時10分の避難指示の伝え方に関しては、誤った内容を伝えたという点と、伝えるべき情報を伝えなかった点に被告西予市には過失がある。

行政は、住民に正しい情報を提供する義務があり、本件の被告西予市もダム事務所から伝えられた内容を正しく住民に伝える義務がある。ダム事務所から伝えられた内容と違う内容を伝えれば、住民の避難に悪影響を与える。

被告西予市は、野村ダム事務所から、異常洪水時防災操作によって放流量が急激に増えて、家屋浸水の恐れがあることが伝えられていたのであるから、それを正しく住民に伝えなければならなかった。

しかし、被告西予市は、午前5時10分の時点で、事実と異なる内容を伝えた。すなわち、その時点では、危険な水位に達していないのに、「危険な水位になったから避難しなさい」と伝えた。

「危険な水位に達した」と伝えられて、心配した多くの住民は、実際に川を見た。しかし、水はあまり増えておらず、危険な水位ではないので、住民は混乱した。住民は、「被告西予市は水位が上がっていないことを知らないで、水位が上がっていると思いついで不必要な避難指示を出したのか」と考えたり、「被告西予市は水位が上がっておらず、危険な程度でないことを知りながら、大げさな対応をしたのか。」と考えて、住民は避難指示に懐疑的になり、住民の避難を促すことにはならなかった。

被告西予市は、「危険な水位に達した」という過去形ではなく、「今から約●分後に、危険な水位に達する」という将来形で伝えなければならなかった。

また、被告西予市は、野村ダム事務所から、異常洪水時防災操作によって、今後急激に水量が増えることが伝えられていた。近い将来に、急激に水量が増えることを住民に知らせなければ、住民は、現在の水量を見て安心して避難が遅れ、避難が間に合わない場合が生じる。

そのようなことがないようにするため、近い将来に、急激に水量が増えること（将来形）を伝える義務を負っていた。

被告西予市は、義務を怠り、「危険な水位に達した」という過去形で誤った説明をし、近い将来（約●分後）、急激に水量が増えることについては伝えなかった。「伝えられた事実を正確に伝える。」という基本中の基本というべき伝え方ができていなかった。

伝えた内容が適切であれば、全員避難して、人災は生じていない。被告西予市が住民に対して、誤った内容を伝えたり、伝えるべき内容を伝えなかったため、住民の避難が遅れた。そのために被害が生じているので、被告西予市の過失と住民の被害との間には因果関係がある。

2 午前6時08分の野村ダム事務所からの放流情報を住民に伝えなかった過失

被告西予市は、午前6時08分に、野村ダム事務所から、毎秒1750トン

という、家屋が浸かる程度の放流をすること（可能性ではなく、実際に放流すること）が知らされた。避難指示は出ていたが、野村ダム事務所から連絡を受けた午前6時08分には、多くの住民が避難所へ避難をしないで、屋内に留まっていた。これは上記1の西予市の過失に起因する。

そして、被告西予市は午前5時10分の避難指示によって住民の一部が避難しておらず、当該避難指示に効果が出ていないことを承知していた。浸水する家の内にいたのでは極めて危険であることが当然わかるのだから、住民に屋内が危険であることを知らせ、住民が屋内から退去し避難所へ避難すべきことが伝わる内容の指示を行う義務があった。

しかし、被告西予市は、住民に対して、一切、野村ダムから、毎秒1750トンという、家屋が浸かる程度の放流をすることを知らせなかった（被告西予市も認めている）。被告西予市は住民に対して伝えるべき情報を伝えなかった。そのため、住民の避難が遅れて、被害が生じている。従って、被告西予市の過失と住民の被害との間には因果関係がある。

3 具体的な内容を伴う説明（情報提供）をすべき義務

前述したように、災害対策基本法に基づいて、被告西予市は、野村ダム事務所からのダムの操作に関する通知を住民に伝えなければならないが、住民が納得して避難をするような具体性を伴う内容の情報を伝える義務がある。そうでなければ、被告西予市からの情報提供に対して、避難の必要性を十分に理解できず、他の多くの住民と共に、「特別なことではなくて、大したことはないだろう。」と思って避難しない場合が予想されるからである。

被告西予市自身も指摘している（被告西予市の準備書面（9）3頁10行目）ように、住民には正常性バイアスの存在が認められ、具体性を伴う内容の情報を伝えなければ、災害の状況が迫っていることを認識できない場合が相当程度存する。そうであればこそ、正常性バイアスを打ち破るような、住民が納得して避難

するための説明（情報提供）が必要である。バイアスを打ち破る程度に具体的に説明しないと、住民（特に高齢者）は避難しない。

どの程度の具体性が必要かという基準としては、正常性バイアスを打ち破り、「避難しないといけない。」と住民（特に高齢者）が直感的に感じることのできる伝え方が必要であるというべきである（ゆえに、午前5時10分の避難指示を出した時点で、避難指示が出たことだけを伝えたのでは不十分であることは論を俟たない。）。

上記の基準に照らせば、被告西予市は、①「異常洪水時防災操作によるダムの放流により、急激に水が増えて、家が浸かるほどの放流どころか、家を飲み込むほどの放流が押し寄せる可能性が高い」、②「家には危険なので、荷物も持たずに避難所に避難してください」、③「野村ダムから状況が変わったと連絡があった。「家を飲み込むほどの放流をする。」という連絡があったので、直ちに逃げてください」など（①～③は例示であり、異なる内容の表現を排除するものではない）の具体的な内容を伴う情報や説明を住民に伝えて、避難を促すべき義務を負っていたというべきである。

しかし、被告西予市は、何ら具体的な内容を伴う説明（情報提供）を行っていないのであるから、被告西予市に過失が認められることは明らかである。そして、これは国家賠償法上の違法も構成する。

以上

